

平成30年第8回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、平成30年第8回岩手町農業委員会総会は、平成30年2月20日、午後1時30分、岩手町役場第4会議室に招集された。

1、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- (2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- (3) 議案第3号 農地法の適用外証明に対する可否の決定について
- (4) 議案第4号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
- (5) 議案第5号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について
- (6) 議案第6号 贈与税等の納税猶予の継続届出に係る証明願いに対する可否の決定について
- (7) 議案第7号 農作業賃金参考額の設定に伴う可否の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

- 1番 佐々木 夏子
- 2番 乙茂内 丈久
- 3番 黒澤 金一
- 4番 千葉 静子
- 6番 福士 好子
- 7番 府金 秀一
- 8番 田中 正志
- 9番 幅 清一(職務代理)
- (議長)10番 松本 良子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

- 5番 福浦 昌博

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

- | | |
|-----------|--------|
| 農業委員会事務局長 | 民部田 政彦 |
| 農地利用係主幹 | 滝川 勉 |
| 副主幹 | 府金 昌代 |
| 主任 | 畑中 功 |

(開会時刻 午後1時30分)

議 長 ただいまから第8回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。なお、本日の欠席通告者は、5番福浦昌博委員の1名であります。

議 長 会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、当職より指名いたします。4番千葉静子委員、6番福士好子委員のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の畑中主任をお願いいたします。

議 長 本日の総会は、配布してあります議案7件の提出があります。お諮りします。議案7件を議題とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案7件を議題とすることに決定いたしました。

議 長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、であります。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、ご説明いたします。

番号41番は川口第19地割地内の畑1筆、面積2,811平方メートルを贈与しようとするものです。

番号42番は売買による所有権移転案件でございます。

土川第7地割地内の田1筆、面積2,824平方メートルを記載の金額で売買しようとするものです。

なお、議案第1号につきまして現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。続いて、現地調査委員の方より報告をお願いいたします。

細野推進委員 現地調査の結果について、推進委員の細野から報告いたします。

本日、午前9時から事務局と福士好子委員、澤村博美推進委員と私とで現地を確認して参りました。

受付番号 41 番の贈与の件と、受付番号 42 番の農地の売買の件について、報告します。

41 番の農地の所在は秋浦・高梨地区で、●●からみて、南東へ 600 メートルほど先にある農地でした。

42 番の農地の所在は新田地区で、●●からみて北東へ 150 メートル先のところで、農地を買う方の自宅付近でした。

現地を確認しましたが全て農地として利用されており、譲り受ける側も労働力や機械も確保されておりますので、今後の耕作についても問題ないと確認いたしました。

以上で報告を終わります。

議 長 現地調査の報告が終わりました。皆さんの方から何か質疑ありましたら受けたいと思います。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について、原案のとおり可と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について、別紙のとおり、農地法第 4 条第 2 項の規定を準用し提出された許可申請について、同条第 3 項の規定により意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する可否の決定について、ご説明いたします。

受付番号 21 番、江刈内第 4 地割地内の畑 1 筆、面積 462 平方メートルのうち 349 平方メートルを親から使用貸借し、住宅を建設しようとするものです。

受付番号 22 番、沼宮内第 14 地割地内の田 1 筆、面積 1,814 平方メートルのうち 320.15 平方メートルを義父から使用貸借し、住宅を建設しようとするものです。

なお、議案第 2 号につきまして、現地調査を実施しておりますので、調査の報告

をお願いいたします。

議 長 事務局より説明が終わりました。それでは、現地調査委員の方より報告をお願いいたします。

細野推進委員 現地調査の結果について、推進委員の細野から報告いたします。

調査は先ほど報告の委員と同じです。

受付番号 21 番と 22 番の農地の転用の件について、報告します。

21 番の農地の所在は犬袋地区で、●●からみて道路を挟んで北東へ 200 メートル先の新幹線高架付近の土地でした。

22 番の農地の所在は民部田地区で、●●からみて北西へ 200 メートル先の国道 4 号線沿いにある土地でした。

現地を確認しましたところ、21 番の農地は休耕しておりましたが、管理が行き届いておりました。22 番の農地は、田として利用されているようでした。

転用する農地面積も必要最小限ですし、計画の内容や周辺農地への影響など特に問題がないものと確認いたしました。

以上で報告を終わります。

議 長 ただいま第 2 号議案の現地調査の報告をいただきました。皆さんの方から質疑ありましたら受けたいと思います。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について、原案のとおり可とする意見に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり可とする意見に決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第 3 号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、別紙のとおり、農地法の適用外証明が提出されたので、可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 3 号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、ご説明します。

番号 21 番、土地の所在は川口第 19 地割地内の畑 2 筆、合計面積 4,358 平方メートルの土地であります。平成元年より不耕作であった土地で、現在に至る土地であ

ります。

番号 22 番、土地の所在は土川第 7 地割地内の畑 1 筆、面積 555 平方メートルの土地で、平成 8 年ごろに盛土し精米施設を設置して利用している土地であります。

なお、議案第 3 号につきまして、現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

澤村推進委員 現地調査の結果について、推進委員の澤村から報告いたします。

本日、午前 9 時から事務局と福士好子委員、細野清悦推進委員と私とで現地を確認して参りました。

受付番号 21 番と 22 番の件について報告します。

21 番の対象地の所在地区は橋場地区で、●●からみて北へ 200 メートルほど先にまとまってある土地でした。

22 番の対象地の所在地区は土川地区で、●●からみて南へ 200 メートルほど先の県道付近にある土地でした。

現地を確認しましたが、21 番は木が生い茂っており山林化としか見えませんでした。22 番はほとんどの部分が砂利を敷かれて通路になっており、どちらも農地ではなくなってから相当の年数が経過しているため農地に復元することはとても困難なことから、非農地にすることはやむをえないものと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 現地調査の報告が終わりました。この件について、皆さんの方から質疑ありましたなら受けたいと思います。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第 3 号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、を原案のとおり可とする意見に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり可とする意見に決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第 4 号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、並びに議案第 5 号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定については関連がございますの

で、一括審議を行ないます。
ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、別紙のとおり策定された平成29年度岩手町農用地利用集積計画について可否の決定を求める、の件と、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号、岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてと議案第5号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、一括提案いたします。

番号92番の方が農業公社へ農地を貸付し、農業公社は議案書18ページに記載の担い手に使用貸借により貸付しようとするものです。

以上議案第4号並びに第5号に係る事務局説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。この件について、皆さんの方から質疑ありましたら受けたいと思います。

9 番 幅 委 員 貸す人と借りる人、●●さんと●●さんで同じ苗字ですが、これは同じ家の人ですか。

事 務 局 いえ、違います。

9 番 幅 委 員 借りる人は何歳の人ですか。

事 務 局 63歳です。

議 長 あとありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第4号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、並びに議案第5号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、原案のとおり可とする意見に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、議案第4号と議案第5号議案は、原案のとおり可とする意見に決定いたしました。

議 長 次に、議案第6号、贈与税の納税猶予の継続届出に係る証明願いに対する可否の決定について、別紙のとおり、租税特別措置法第70条の4第1項の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行なっていることの証明願いが提出されたので可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第6号、贈与税の納税猶予の継続届出に係る証明願いに対する可否の決定について、ご説明いたします。

議案書21ページから22ページに記載された方は、贈与税の納税猶予、不動産取得税の徴収猶予の両方、または、不動産取得税の徴収猶予のみを受けている方です。

贈与税の納税猶予と不動産取得税の徴収猶予対象農地が、適正に農業経営が行われているか証明しようとするものです。

事務局では、今月より納税猶予等の継続届けの際、受贈者より聞き取りを行った結果、届出者の農地各々について、適正な農地管理状況を確認したところであり、証明願いの可否について判断をお願いするものです。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは皆さんには、議案書に名簿がついておりますので、ご確認をしていただきたいと思います。

議 長 皆さん大丈夫でしょうか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第6号、贈与税の納税猶予の継続届出に係る証明願いに対する可否の決定について、原案のとおり可と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、議案第6号は可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第7号、農作業賃金参考額の設定に伴う可否の決定について、別紙のとおり、平成30年度農作業賃金参考額の設定について、可否の決定を求める、

の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 農作業賃金参考額の設定に伴う可否の決定について、ご説明いたします。

先月総会終了後、素案についてご意見を頂戴したものを今回提案するものです。

主な改正点は、表題を標準額から参考額と変更したこと、岩手県の最低賃金の見直しに伴い、人力作業の金額を賃上げしたこと。畦塗り税込み 32 円を 40 円、コンバイン作業をカッターとノッタに分けノッタを 800 円加算としたことなどです。

以上事務局説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。農作業賃金参考額ということで何点か見直ししたところがあるようですが、あくまでも参考額ということになります。この件について、皆さんの方から何かご意見等ございましたらお願いします。

(なしの声)

議長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第 7 号、農作業賃金参考額の設定に伴う可否の決定について、原案のとおり可と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成と認め、この農作業賃金参考額を原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議長 以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第 8 回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後 2 時 01 分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長

印

4 番

印

6 番

印